

広島県告示第四百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を指定したので、広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和三年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

二 指定代理納付者に納付させる歳入の内容

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第三十八条の二第一項第一号に掲げる寄附金（インターネットを利用して納付されるものに限る。）

三 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで